

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業務 方法書又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
第二研修棟1階事務室打合せ テーブル等一式	(独)教職員支援機構 理事長 高岡 信也 茨城県つくば市立原3番地	平成31年2月4日	株式会社ホサカ 代表取締役 保坂 正 子 東京都台東区台東2丁目3番4号	教職員支援機構会計規程第 41条第1項第3号	-	1,220,000	-	0				
管理棟1階応接室什器(会議 用テーブル及び椅子)一式	(独)教職員支援機構 理事長 高岡 信也 茨城県つくば市立原3番地	平成31年2月4日	株式会社ホサカ 代表取締役 保坂 正 子 東京都台東区台東2丁目3番4号	教職員支援機構会計規程第 41条第1項第3号	-	1,153,480	-	0				
研修生宿泊棟宿泊室等カー テン更新一式	(独)教職員支援機構 理事長 高岡 信也 茨城県つくば市立原3番地	平成31年2月12日	株式会社小山商会 代表取締役 小山 喜 雄 宮城県仙台市青葉区 花京院2-2-75	教職員支援機構会計規程第 41条第1項第3号	-	1,597,244	-	0				
統合システム保守一式	(独)教職員支援機構 理事長 高岡 信也 茨城県つくば市立原3番地	平成31年2月14日	株式会社ニッセイコム 公共情報事業本部 本 部長 矢野 修司 東京都品川区大井1- 47-1	本件は、「統合システム」の安定 運用のために必要なサポート体 制を図り、迅速かつ適切に対処を 行うための保守を実施させるもの であり、「統合システム」の契約の 相手方が著作権を有するパッ ケージソフトに所要の機能追加・ 機能拡張を行うなどして開発を 行ったものであり、プログラムソ ースについても一般に公開してい ない。よって、機構会計規程第41条 第1項第一号の契約の性質又は 目的が競争を許さないときに該当 するため。	-	679,212	-	0				・月額 ・2年契約 (2019.4.1～ 2021.3.31)
理事長室応接セット一式	(独)教職員支援機構 理事長 高岡 信也 茨城県つくば市立原3番地	平成31年2月15日	株式会社日本フォート サービス 代表取締役 木田 研 二 東京都台東区東上野 5-13-10	教職員支援機構会計規程第 41条第1項第3号	-	1,533,600	-	0				
第二研修棟1階事務室東側壁 面収納一式	(独)教職員支援機構 理事長 高岡 信也 茨城県つくば市立原3番地	平成31年2月15日	株式会社日本フォート サービス 代表取締役 木田 研 二 東京都台東区東上野 5-13-10	教職員支援機構会計規程第 41条第1項第3号	-	1,468,800	-	0				
レセプションホール 簡易ス テージ一式	(独)教職員支援機構 理事長 高岡 信也 茨城県つくば市立原3番地	平成31年2月20日	株式会社日本フォート サービス 代表取締役 木田 研 二 東京都台東区東上野 5-13-10	教職員支援機構会計規程第 41条第1項第3号	-	1,479,600	-	0				

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びに その所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした業 務方法書又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
つくば中央センター長室壁面 収納一式	(独)教職員支援機構 理事長 高岡 信也 茨城県つくば市立原3番地	平成31年2月26日	株式会社日本フオート サービス 代表取締役 木田 研 二 東京都台東区東上野 5-13-10	教職員支援機構会計規程第 41条第1項第3号	-	1,533,600	-	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。